

練馬区児童福祉法施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

練馬区長 吉 田 健 一

練馬区規則第 8 0 号

練馬区児童福祉法施行規則の一部を改正する規則

練馬区児童福祉法施行規則（昭和62年 3 月練馬区規則第24号）の一部をつぎのように改正する。

別表第 1 の注 5 第 1 号および別表第 2 備考第 5 項中「、附則第 5 条の 4 第 6 項および附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「および附則第 5 条の 4 第 5 項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。